答 申 情 第 7 8 号 平成30年2月23日

京都市長様

京都市情報公開·個人情報保護審査会 会 長 佐 伯 彰 洋 (事務局 総合企画局情報化推進室情報管理担当)

京都市情報公開条例第18条第1項の規定に基づく諮問について(答申)

平成29年7月13日付け西土第78号をもって諮問のありました下記のことについて、別紙のとおり答申します。

記

不法投棄監視カメラ等貸与に関する書類の不存在による非公開決定事案(諮問情第119 号)

1 審査会の結論

諮問庁が行った不存在による非公開決定処分は妥当である。

2 審査請求の経過

- (1) 審査請求人は、平成29年2月22日に、諮問庁に対して、京都市情報公開条例 (以下「条例」という。)第6条第1項の規定により、「★件名。不法投棄監視カメラ等貸与に関する書類(以降、同書の様式番号で記す)。◎第4条の様式(1)・様式(2)・様式(3)・様式(4)・様式(7)◎第6条の(5)に該当する事例の有無。◎同カメラに使用されているメモリー媒体物の名称(具体的に分る様に)。◎上記書類の保存年限を有する全部。★公開を求める理由(内容)。本設置場所においては、外観上はその条例は満しているが、しかし、現時点(2/17)においても同様の件を前回請求(2ヶ所=2通=)した通り(内容参照)、その手続・契約が正規に正当に実行されているか?という疑問・疑念は前例(2ヶ所)からは、それらを払拭出来ない故(内容に整合性がない)。(為)。※★場所=JR(多分嵯峨野線?)高架下の通路(多分、七本松通りと旧二条通の間)。朱二小学校グラウドの南裏側。★第6条の(6)の画像閲覧許可者名。及び、住所。」の公開を請求した(以下「本件請求」という。)。
- (2) 本件請求を受けて,諮問庁がJR嵯峨野線高架下通路及び朱二小学校グラウンド南裏側を確認した結果,JR嵯峨野線高架下通路のフェンスに「不法投棄監視中」と書かれた,諮問庁である西部土木事務所と中京警察署の連名看板(以下「連名看板」という。)があった。

また,連名看板の対面のフェンスには「不法投棄監視カメラ作動中!!」と書かれた環境政策局が設置した看板(以下「環境政策局看板」という。)があった。

審査請求人はこれらの看板を見て、諮問庁に「不法投棄監視カメラ等貸与に関する書類」の公開請求を行ったものと推測される。

(3) 諮問庁は、本件請求に係る公文書を保有していないため、不存在による非公開決定処分(以下「本件処分」という。)をし、平成29年3月15日付けで、その旨及びその理由を次のとおり審査請求人に通知した。

不法投棄監視カメラを設置した事実がないため。

(4) 審査請求人は、平成29年6月13日に、本件処分を不服として、行政不服審査

法第2条の規定により審査請求をした。

3 審査請求の趣旨

回答(理由)と実際の現場に設置されている看板(プレート?)と、その現場の事実状況(態)が正反対に異なっており(他にもあり)、双方のどちらかに間違い(嘘)があるため。

4 諮問庁の主張

弁明書及び審査会での職員の説明によると,諮問庁の主張は,おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 本件請求に係る文書について

不法投棄監視カメラ等貸与制度とは、常習的な不法投棄に悩み、その対策に努める地域団体からの申請を受けて、不法投棄監視カメラ等を貸与する制度である。貸与申請の際、貸与を受けようとする地域団体は、京都市不法投棄監視カメラ等貸与に関する要綱(以下「要綱」という。)第4条に基づき、次の各様式を提出し申請を行うこととしており、審査請求人が求めている文書は、これらのうち、様式1から様式4まで及び様式7のことである。

- · (様式1) 申請書
- · (様式2) 誓約書
- ・(様式3) 所有者又は占有者の了解書
- ·(様式4)物品使用貸借契約書
- ・設置希望場所の地図

設置場所や撮影範囲を変更するときは、(様式7)設置場所変更申請書及び設置希望場所の地図を提出しなければならない。

また、審査請求人は、不法投棄監視カメラが設置されていることを前提に、当該 カメラに用いられている記録媒体(例:メモリーカード、SDカードなど)が具体 的に何かを知ることができる文書についても求めている。

加えて、不法投棄監視カメラの画像データに関しては、設置場所において不法投棄を確認した場合、要綱第6条第5項に基づき、貸与を受けた地域団体が、画像データを保存する記録媒体を所管のまち美化事務所に持参しなければならないこととされているところ、審査請求人は当該画像データが持参された事例の有無がわかる文書についても求めている。

さらに、これに加えて、不法投棄監視カメラにより撮影した画像データについては、要綱第6条第6項に基づき、京都市不法投棄監視カメラ等貸与認定通知書で指

定した京都市画像閲覧許可職員及び貸与を受けた地域団体における画像閲覧許可指 定者(以下「画像閲覧許可者」という。)のみ閲覧できるものとしているところ,当 該画像閲覧許可者の氏名及び住所がわかる文書も求めている。

(2) 本件請求に係る文書が存在しないことについて

当庁は、本件請求に係る文書が存在しないため、不存在による非公開決定を行っている。本件請求に係る地点には、連名看板及び環境政策局看板がそれぞれ立っているが、連名看板については、監視カメラの有無に関係なく、不法投棄の抑止のため設置しているものであって、不法投棄監視カメラ等貸与制度に基づくものではない。

また,不法投棄監視カメラ等貸与制度の所管部署は環境政策局循環型社会推進部まち美化推進課(以下「まち美化推進課」という。)であり,不法投棄監視カメラ等の貸与の対象とされているのは,「自治会」や「町内会」等の地域ぐるみでまちの美化に取り組んでいる地域団体であるため,当庁は,まち美化推進課から不法投棄監視カメラ等の貸与の対象外であり,貸与等を受けていないので,念のため申し添える。

なお,当庁は,本件処分を行う前に,上記の旨を審査請求人に対して直接説明を 行っている。

したがって、当庁は、本件請求に係る文書を保有していない。

(3) 以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点はない。

5 審査請求人の主張

審査請求書,反論書及び審査会での審査請求人の説明によると,審査請求人の主張は,次のとおりである。

- (1) 回答(理由)と実際の現場に設置されている看板(プレート?)と、その現場の事実状況(態)が正反対に異なっており(他にもあり)、双方のどちらかに間違い(嘘)があるため。
- (2) 保有していない理由としての「不法投棄監視カメラを設置した事実がないため」。とあるが、その事実が真正なものであるとする時(当方には事実=過去の=は分らない故)、そうであるとする時(肯定)、そうであるならば、逆に、何故、その現場に同要綱の第3条-(3)、及び、第5条-(4)の規定しているところの掲示板(プレート)、「不法投棄監視カメラ作動中」や、「不法投棄監視中」との罰則規定等を明示した看板(プレート)が計5枚もの多数掲示されているという事実(映像保有)の相関関係は明らかに二律背反する矛盾する事実ではないか(整合性が無い、つまり、実際には事実無根で正当理由もなくして、一般不特定多数の人間(主に市民)を監視している。という問題(ご承知

- の上と思われますが)にも至り兼ねない行為を敢えて複数箇所で実践されており、今だ (請求日前)にその状況(態)は継続(放置?)されているということは、循環美(担 当部局)さん同様に貴局におかれましても、上記の二律背反した矛盾した(当方から考 えれば)状況を、ちゃんと当方等一般人にも理解出来る様に、矛盾律や非(不)合理的 (一般社会通念上)設明ではない、正当であると理解可能な様に合理的(一般社会通念 上)説明して頂きたく思われます(念の為、申し添えておきますが、単に…啓蒙のため 云々…等子供騙しの理由等は許されませんよ。場合によってはなんらか?の法・条・規 等に抵触するかも知れぬ?リスキーな行為です故=当方も人様のことを言っている場 合でもないが…)。
- (3) 連名看板については、監視カメラの有無に関係なく、不法投棄の抑止のため設置してるものであって、不法投棄監視カメラ等貸与制度に基づくものではない。断言主張(意見)されている故であります。
- (4) そのことを裏付ける根拠理由、つまり、同カメラ貸与制度に基づくものでないものであれば、なに(規定・規程・規則・要綱等々明文化されているもの)のどの条項目等に基づいて、不法投棄抑止のため設置することの出来る権限のある(西土さんに)ことの根拠理由が一切記述されていません。つまり、当方側から見れば(言えば)、そんな言い分(主張意見)は、当庁(担当部局)の独断的な都合の良いように勝手に言って(意見主張)おられるだけでしょう?ということになり、決して客観性を有する合理的な反証弁明意見=主張=には到底成り得ない(今回のわかっている時点においては)。

因って、その疑義を払拭することの出来る=市民一般が=上記した様な明瞭に分り= 知り=得ることの出来る成文書を特定(例示)して立証することを要求します。

- (5) 一言で再度述べるが、あの連名看板というらしい看板は貸与制度に基くものではなく、別に定めた(とは言及していないが、そういうことになる。つまり、なにかの"定"がなければ、あんな厳しい罰則規定迄明記する権限はないであろう。増してや警察権限迄示唆してある)、つまり曰く、不法投棄の「抑止」のために設置た。との、その抑止のエネルーギィー源は行政機関であり、他方警察機関を使用されているところにある。つまり、単なる民間人や民間企業の看板とは、その有する"力"の重み。逆を言えばその強大にして強力な公権力をバック(エネルギー・力)に国民・市民の監視を継けておられるということになるということである。それが、前述しております通り、なんの根拠理由、ようするに条例・その関係条例・規程・規則・要綱等の"定"も無い(規定・規制類)。それを当方に示さなければ当方の審査請求、弁明書に対する本反論書に回答した、答にはなっていない(なり得ない)。
- (6) 当庁(担当)の弁明意見の通りに、2種類。他部局が(勝手に?)に設置したものとは認容しません。当庁の勝手な客観性(既に既述した通り、当看板に、当庁の様に、"環境政策局"等とその出所の明記があれば当然だれが見ても、そうであることは分る=判断=が、それが無記明である限り、対面の「西部――」(当庁)と記載のある看板と同様に扱う(解釈)のが、内輪の者以外の一般市民(我々は、当庁がおっしゃる、何局のも

- のか?は明示のない限り、そのことになんら関与していない訳で、内々に知らされているものでもなく、当庁の主張の旨を理解、判断出来る訳がない。何故なら、その判断材料=出所=が無記入=載=で判断することが出来ない。その前提が無いのである故)
- (7) 同一局(担当)の看板と解釈して、そう判断するのが、あの状況(対面2m足ずに当 庁の看板が2枚出ている故に)下では、そう(同一と)判断するのが、むしろ自然な判 断である。なにも書いてない。名告ってない看板を片や、環境政策局が設置した看板で あると解釈して、そう判断する方が逆に不自然であり、の根拠理由も存在しないことに なる。
- (8) あの看板には、担当部局(当庁)の看板の文言とは同一の内容ではなく、当庁の看板中に記載されている「不法投棄監視中」という「監視中」(その方法は明示されていないが、何らかの方法で監視を続けている。ということでしょうが)を更にその方法迄をも具体的に、「同、カメラ作動中!!」とあるところであります。因って、当方が求めている(他所の同様看板の出ている場全てに言える)、そう書かれている以上は、先づは監視出来る範囲内に、同カメラが設置されていなければならない。設置されていない状況下では看板は嘘を表示(掲示)していることになる。何故なら、同看板・カメラ作動中!!は前記している通り(当方は、それに則とり、公開請求を行なっている)同市の例の「不法投棄監視カメラ等に関する要綱」の則っているもの、つまり、同要綱の規定しているところの、第3条一(3)の貸与物品であり(該当する)からである。
- (9) 保有していない理由として「不法投棄監視カメラを設置した事実がないため」。とあるが、そうであるとする時(肯定)、そうであるならば、逆に、何故その現場に同要綱の第3条-(3)及び、第5条-(4)の規定しているところの掲示板(プレート)、「不法投棄監視カメラ作動中!」や「不法投棄監視中」との罰則規定等を明示した看板(プレート)が、計5枚もの多数掲示されているという事実(映像保有)の相関関係は明らかに二律背反する矛盾する事実ではないか(整合性がない)。
- (10) (当方の審査請求の趣旨,理由に対して)に対しての弁明書の僅か13行程で,その内容も全く当方の答えにはなっていない。
- (11) 当庁は、まち美化推進課から不法投棄監視カメラ等の貸与の対象外であり、貸与等を 受けていないので、念のため申し添える。とあるのですが、当方は当庁の西土さん(略 すが当庁)が同カメラの貸与を受けられている等々全くどこでも言っていませんし、書 いてもいませんが???
- (12) 「なお当庁は、本件処分を行う前に、上記の旨を審査請求人に対し、直接説明を行っている。」という一文であるが、この件は、本書を受け取った間もなく(調べれば判るが =スケジーユルノートにメモッてるし録音も念のた=こういった事は当庁に限らず他庁 にも比較的珍らしくないから)、電話にて、そんなこと(上記、当庁のおっしゃっている こと)ある訳のない旨を抗議しましたよネ。
- (13) 弁明書の僅か13行で、その中で前記の通り、意味不明。イチャモン等の4行を除けば、9行ですか?それも何度も云うが、看板の種類とその呼称のし方のみで、後はなの

答にもなっていない。因って総括しても回答には全くなっていない。

- (14) 再度, 弁明なり釈明なり, 反駁なりなんなりの争論権の機会(チャンス)をお与え致します故。再度その意思表示をして下さい。
- (15) 結論から言わせてもらえば、弁明書は、自分が審査請求をした件について何も答えになっていない。そのため、「もう一度答えをください」と書いた。
- (16) 3枚も「監視カメラ作動中」と書いてあるということは、必ず設置されているはずで、 設置されていなければ「中」という文言は入らない。
- (17) 「監視カメラ監視中」と書いてある看板に関しては請求したことは一件もない。自分が請求したのは、「監視カメラ作動中」だけである。「作動中」ということは動いており、動いているということは設置していなければおかしい。それがないというのであれば、看板を出してはいけないのである。これは二律背反する論理である。
- (18) 行政的な解釈ではなく,一般市民にわかるように,二律背反しないような合理的・論 理的な正当な理由を示してほしい。他の件でも同様に請求しているが,却下や棄却され ている。

6 審査会の判断

当審査会は、諮問庁の主張及び審査請求人の主張を基に審議し、下記のとおり判断する。

(1) 本件請求に係る文書について

ア 不法投棄監視カメラ等貸与制度について

不法投棄監視カメラ等貸与制度とは、美しい自然を守り、快適な都市環境を維持するために、常習的な不法投棄に悩み、その対策に努める地域団体からの申請を受けて、不法投棄監視カメラ等を貸与する制度であり、環境政策局循環型社会推進部まち美化推進課が所管している。貸与を受けようとする地域団体は、要綱第4条に基づき下記の様式を提出し申請等を行うこととされている。

- · (様式1) 申請書
- · (様式2) 誓約書
- ・(様式3) 所有者又は占有者の了解書
- ·(様式4) 物品使用貸借契約書
- ・ 設置希望場所の地図

また、不法投棄監視カメラ等の設置場所や撮影範囲を変更するときは、要綱第 5条に基づき、(様式7)設置場所変更申請書及び設置希望場所の地図を提出しな ければならないこととされている。

加えて,不法投棄監視カメラの画像データに関しては,設置場所において不法 投棄を確認した場合,要綱第6条第5項に基づき,貸与を受けた地域団体が,画 像データを保存する記録媒体を所管のまち美化事務所に持参しなければならず, 当該画像データについては、要綱第6条第6項に基づき、画像閲覧許可者のみ閲覧できることとされている。

- イ 審査請求人が求めている文書は、審査請求人が本件請求を行う際に連名看板の 写真を提示していたことに加えて、公文書公開請求書の記載内容及び双方の主張 から、連名看板に係る次の(ア)から(オ)までの文書であると認められる。
- (ア) 不法投棄監視カメラ等貸与制度の要綱第4条第1項に基づき,貸与を受けようとする地域団体が提出することとされている次の様式1から様式4まで。
 - · (様式1) 申請書
 - · (様式2) 誓約書
 - ・(様式3) 所有者又は占有者の了解書
 - (様式4) 物品使用貸借契約書
- (イ)要綱第5条第1項に基づき、不法投棄監視カメラ等の設置場所や撮影範囲を変更するときに提出することとされている(様式7)設置場所変更申請書。
- (ウ) 不法投棄監視カメラ等貸与制度の要綱第6条第5項に基づき,不法投棄監視カメラ等の設置場所において不法投棄を確認した場合に,貸与を受けた地域団体が所管のまち美化事務所に画像データを保存する記録媒体を持参する事例の有無がわかる文書。
- (エ) 不法投棄監視カメラに用いられている,メモリーカードやSDカードなどといった記録媒体が具体的に何かを知ることができる文書。
- (オ)要綱第6条第6項に基づく画像閲覧許可者の氏名及び住所がわかる文書。

(2) 本件処分について

ア 本件請求に係る文書は、上記 6(1) イで確認したとおり、連名看板に係る 6(1) イ (ア) から (オ) までの文書である。

- イ 諮問庁の主張によると、連名看板は不法投棄の抑止のため設置しているものであって、不法投棄監視カメラ等貸与制度に基くものではないとして、本件請求に係る文書を保有しておらず、本件処分を行ったとのことであった。
- ウ 当審査会が、不法投棄監視カメラ等貸与制度と連名看板との関係について、諮問庁 に改めて説明を求めたところ、連名看板は不法投棄の抑止のため建設局西部土木事務 所が中京警察署との連名で任意に設置しているものであって、環境政策局が所管して いる不法投棄監視カメラ等貸与制度とは何ら関係のないものであるとのことであ った。

- エ 当審査会が事務局をして京都市のホームページ及び要綱を確認させたところ,不法 投棄監視カメラ等貸与制度については,環境政策局循環型社会推進部まち美化推進課 が所管している制度であることが認められる。
- オ また、要綱における不法投棄監視カメラや設置を明示する看板を貸与する対象は、 不法投棄の対策に努める地域団体とされており、諮問庁などの行政機関は貸与の対象 外とされている。
- カ 審査請求人は、本件審査請求において「回答(理由)と実際の現場に設置されている看板(プレート?)と、その現場の事実状況(態)が正反対に異なっており(他にもあり)、双方のどちらかに間違い(嘘)があるため。」等と主張しているが、前述したことからすれば、そもそも連名看板が要綱に基づき設置されたものではなく、本件請求に係る文書が存在しないとする諮問庁の主張に不自然な点は認められない。
- キ なお、審査請求人は、審査請求書及び反論書において、本答申で言及している 内容以外にも様々な主張を行っているが、それらの主張は、いずれも本件請求に 係る公文書の存否とは直接関係ないものであり、請求に係る公文書が存在しない とする当審査会の判断を左右するものではない。
- (3) 以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(参 考)

1 審議の経過

平成29年 7月13日 諮問

8月31日 諮問庁からの弁明書の提出

10月12日 審査請求人からの反論書の提出

12月14日 諮問庁の職員の口頭理由説明(平成29年度第8回会議)

平成30年 1月24日 審査請求人の口頭意見陳述(平成29年第9回会議)

2月23日 審議(平成29年度第10回会議)

2 本件諮問について調査及び審議を行った部会 第1部会(部会長 佐伯 彰洋)